

平成29年度

廃棄物焼却施設の余熱等を利用した地域低炭素化

モデル事業

(補助事業)

公募要領

平成29年6月

環境省廃棄物・リサイクル対策部

平成29年度廃棄物焼却施設の余熱等を利用した地域低炭素化モデル事業
(二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金)の二次公募について

環境省では、平成29年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金により、「廃棄物焼却施設の余熱等を利用した地域低炭素化モデル事業」を行うこととしています。本事業の概要、対象事業、応募方法及びその他留意していただきたい点は以下のとおりです。

なお、補助事業として選定された場合には、「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(廃棄物焼却施設の余熱等を利用した地域低炭素化モデル事業)交付要綱」(以下「交付要綱」という。)及び「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(廃棄物焼却施設の余熱等を利用した地域低炭素化モデル事業)実施要領」(以下「実施要領」という。)に従って手続き等を行っていただくことになります。

応募される方は、本公募要領に加えて交付要綱及び実施要領を熟読の上、「廃棄物焼却施設の余熱等を利用した地域低炭素化モデル事業の応募における留意事項」に沿って応募書類を作成いただき、不備がないことを確認した後、応募してください。

応募する際には、あらかじめ提出先までご連絡いただきますようお願いいたします。

公募期間内の応募であっても、補助対象となる施設の条件を明らかに有しない者の応募書類、または提出された応募書類に不備がある場合は、受理できません。

今年度の交付要綱等、関係資料一式は、環境省のホームページに掲載されています。

(<http://www.env.go.jp/recycle/info/yonetsu/index.html>)

その他、公募要領で不明な点等がありましたら、下記担当まで連絡ください。

〒100-8918

東京都千代田区霞が関1-2-2

環境省廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課

電話:03-5501-3154(直通)

1 . 廃棄物焼却施設の余熱等を利用した地域低炭素化モデル事業の概要

1 4 目的

我が国では、2015年7月に地球温暖化対策推進本部にて、国内の排出削減・吸収量の確保により、2030年度に2013年度比で26.0%減(2005年度比で25.4%減)の水準にするとの削減目標を含む、「日本の約束草案」を決定し、気候変動枠組条約事務局に提出しました。そして、COP21(2015年)において、全ての国が参加する公平で実効的な2020年以降の法的枠組みとしてパリ協定が採択されたことも踏まえ、この目標の達成に向けて着実に取り組むべく、平成28年5月に地球温暖化対策計画を策定したところです。

また、環境省では廃棄物処理法に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」を平成28年1月21日に変更し、廃棄物エネルギー利用の観点での目標値を設定するとともに、エネルギー源としての廃棄物の有効利用、廃棄物エネルギーの地域での利活用促進等の取組を進めることとしています。

現状では、廃棄物発電については一定程度普及しているが、廃棄物焼却施設から恒常的に排出される熱の利用については、廃棄物エネルギーの効率的な活用方法の一つであるにもかかわらず、十分に普及は進んでいない状況となっています。要因としては、廃棄物処理施設の立地に応じた事業生産性の期待できる熱の有効活用が確立していないことが挙げられます。

このため、廃棄物焼却施設から恒常的に排出される熱を、発電に供するのみならず、再生可能エネルギーとして地域の施設に供給し、地球温暖化対策の強化・地域の低炭素化を図ることを目的とします。

1 2 事業の内容

(1) 概要

廃棄物焼却施設からの余熱や発電した電気を地域において有効活用するために、余熱見込量や事業採算性の検討等を行い、事業としての実現可能性を調査します。また、廃棄物焼却施設からの余熱等を地域の需要施設に供給するための付帯設備(熱導管、電力自営線、熱交換器、受電設備等)及び需要設備(余熱等を廃棄物処理業者自らが利用する場合に限る。)への補助を行います。

熱導管等の付帯設備により余熱等を供給する地域の需要施設は、廃棄物焼却施設の立地に応じて、工場、農・漁業施設、公共施設等のうち、特に大規模熱需要施設への余熱供給や複数の需要施設を組み合わせること等によって余熱の有効活用を行い、地域の低炭素化を図るとともに、廃棄物焼却施設の多面的意義(地域防災能力向上等)の確立を図ります。

(2) 対象事業者 (補助事業者)

対象事業者は、以下に挙げる者としてします。

- ア 民間企業 (一般廃棄物処理業又は産業廃棄物処理業を主たる業とする事業者 (廃棄物処理業による売上げが全体の半分以上である者))
- イ 都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合
- ウ その他環境省が適当と認める者

(3) 補助対象費用の使途

工事費 (本工事費) 及び事務費

(4) 補助金の交付額の上限

ア 実現可能性調査事業

1, 500 万円とします。

イ 設備等導入補助事業

補助対象となる経費の 1 / 2 を限度とします。

(5) 補助対象となる事業の条件

下記の条件を設けています。

ア 実現可能性調査事業

1) 循環型社会形成推進基本法 (平成 12 年法律第 110 号) の基本原則に沿った事業であること。

2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年法律第 137 号) 第 8 条の規定による一般廃棄物処理施設の設置許可を受ける予定もの、又は第 15 条の規定による産業廃棄物処理施設の設置許可を受ける予定の施設から発生する熱等を利用する事業であること。

3) 事業実施の計画が確実かつ合理的であること。特に、熱及び電気の利用先の合理的な検討がなされ、地域の活性化等が図れること。

4) 地球温暖化防止に資する効果を明確な根拠をもって推計することができ、かつ、費用対効果の観点から、当該事業の効率性が高い事業であること。

5) 当該事業の遂行によって、他の事業者に対する波及効果が見込まれること。

6) 廃棄物焼却施設の余熱等を利用した地域低炭素化のモデル構築に資する事業であること。

イ 設備等導入補助事業

1) 循環型社会形成推進基本法 (平成 12 年法律第 110 号) の基本原則に沿った事業であること。

2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年法律第 137 号) 第 8 条の規定

による一般廃棄物処理施設の設置許可を受けた施設、又は第15条の規定による産業廃棄物処理施設の設置許可を受けた施設から発生する熱等を利用する事業であること。

3) 事業実施の計画が確実かつ合理的であること。特に熱及び電気の利用先が確定している旨を証明できること。

4) 地球温暖化防止に資する効果を明確な根拠をもって推計することができ、かつ、費用対効果の観点から効率性が高い事業であること。

5) 廃棄物焼却施設の余熱等を利用した地域低炭素化モデル事業に係る施設が適正に管理されるよう、周辺住民の理解の下に、当該事業に係る管理・運営体制が整備されている旨を証明できること。

6) 補助事業に係る廃棄物の処理施設の安全性に関する情報公開等を行わなければならないこと。

ア 情報公開等を行うに当たっては、第3に掲げる範囲を中心に、処理施設の安全性等に関する説明書を作成して周辺住民に開示するとともに、開示の結果、周辺住民と質疑応答等を行った場合には、当該質疑応答等の結果の概要を環境大臣(以下「大臣」という。)に報告しなければならないこと。

イ 交付要綱に規定する財産処分を制限する期間中は、第3に掲げる範囲を中心に、処理施設の実際の安全性について点検し、その結果を開示するとともに、開示の結果、周辺住民と質疑応答等を行った場合には、当該質疑応答等の結果の概要について補助を受けた年度の末日までに大臣に報告しなければならないこと。

7) 当該事業の遂行によって他の事業者に対する波及効果が見込まれること。

8) 廃棄物焼却施設の余熱等を利用した地域低炭素化のモデル構築に資する事業であること。

9) 産業廃棄物処理施設においては、産業廃棄物管理票について電子情報処理組織に原則対応しているものであること。

10) 当該事業の実施及び当該事業により整備された施設の稼働において発生する産業廃棄物は、原則として優良産廃処理業者として都道府県知事または政令市長の認定を受けた者によって処理されること。

11) 産業廃棄物処理施設の事業の実施主体は、処理施設の稼働から6年以内に優良産廃処理業者として都道府県知事または政令市長の認定を受ける旨の誓約書を提出すること。

12) 断熱材を使用する場合は、フロンを用いないものであること。

上記に規定する要件等を満たしているかは、実施計画書等をもとに厳格に審査を行うものとする。

(6) 補助期間

補助期間は原則単年度とします。

来年度以降を含めた複数年度の事業計画を提出することは可能ですが、そのうち本年度事業でどの部分を実施するのかを明確に記載してください。ただし、来年度以降の事業の実施については各年度の予算の成立が前提となります。

1 3 補助事業者の選定方法等

- (1) 一般公募を行い、選定します。なお、補助対象となる施設の条件を明らかに有しない場合、または提出された応募書類に不備がある場合は、受理できません。また、必要に応じて、ヒアリングや追加資料の提出を求める場合があります。
- (2) 応募者より提出された実施計画書等をもとに、厳正に審査を行い、優れていると認められるものから順に補助事業者を選定し、予算の範囲内において補助金の交付を決定(内示)します。不採択の場合は、その旨を通知します。
- (3) 採否を問わず、審査結果に対する御意見は対応いたしかねますので、予め御了承ください。

1 4 留意事項

- (1) 本補助事業は、各都道府県・政令市の廃棄物担当部局の協力を得て実施しています。このため、本補助事業に関し、各都道府県・政令市の廃棄物部局から問い合わせがある場合があります。
- (2) 本補助事業は、波及効果の高い事業を対象としております。他の事業者への波及効果が見込まれない事業は選定されませんので、ご注意ください。
- (3) 他の法令及び予算に基づく補助金等の交付を受けて行われる事業については、交付の対象としません。
- (4) 原則として、環境省へ提出された書類は返却しませんので、予めご了承ください。
- (5) 採択審査は外部委員が行う技術審査に基づき行われるため、環境省幹部及び補助金執行担当者への採択の情陳・要望等を行うことは全く意味がありません。そのような行為は厳に慎んでください。仮に応募課題の関係者から陳情等があった場合は、陳情者が当該補助事業に応募予定の本人か否かを問わず、応募された事業は無条件で審査及び採択対象から除外します。また合否通知以前に環境省幹部及び補助金執行担当者への合否の見込みを照会する等の行為についても厳に慎んでください。

2 . 補助金の交付等について

(1) 交付申請

公募により選定された補助事業者には補助金の交付申請書を提出していただきます(申請手続等は交付要綱を参照願います。)。その際、補助金の対象となる費用は、当該年度に

行われる事業で、かつ当該年度中に支払いが完了するものとなります。

(2) 交付決定

環境省は、提出された交付申請書の内容について以下の事項等に留意しつつ審査を行い、補助金の交付が適当と認められたものについて交付の決定を行います。

- 1) 申請に係る補助事業の全体計画（資金調達計画、工事計画等）が整っており、準備が確実に進んでいること。
- 2) 申請に係る補助事業に要する経費（設備費、工事費、諸経費等）が、補助事業と類似の事業において同程度の規模、性能を有すると認められるものの標準価格等を参考として算定されているものであること。
- 3) 補助対象経費には、国からの他の補助金（負担金、利子補給並びに補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）の対象経費を含まないこと。

(3) 事業の開始

補助事業者は環境省からの交付決定を受けた後に、事業開始することが原則となります（ただし、工期等の諸事情により早期開始が必要なものについてはご相談ください。）

補助事業者が他の事業者等と委託等の契約を締結するにあたり注意していただきたい主な点を以下に記します。

- 1) 補助事業の遂行上著しく困難又は不適當である場合を除き、競争原理が働くような手続きによって相手先を決定すること。
- 2) 当該年度に行われた委託等に対して当該年度中（出納整理期を含む。）に対価の支払い及び清算が行われること。

(4) 補助金の経理等について

補助事業の経費については、帳簿及びその他証拠書類を備え他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支状況を明らかにしておく必要があります。

これらの帳簿及び証拠書類は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供せるよう保存しておく必要があります。

(5) 実績報告及び書類審査等

当該年度の補助事業が完了した場合は、事業終了後30日以内あるいは翌年度4月10日のいずれか早い日までに実績報告書を、また、補助事業の実施期間内に国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに年度完了実績報告書を環境省宛て提出していただきます。

環境省は事業者から実績報告書が提出されたときは、書類審査及び必要に応じて現地検

査等を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を決定し、補助事業者に確定通知をします。

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達等に係る経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に補助事業者自身の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。このため、補助事業者自身から調達等を行う場合は、原価（当該調達品の製造原価など）をもって補助対象経費に計上します。

補助事業者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合があります。

（６）補助金の支払い

補助事業者は、環境省から確定通知を受けた後、精算払請求書を提出していただきます。その後環境省から補助金を支払います。ただし、真に必要ながあると認められる場合には、財務省に協議したうえで、交付決定した補助金の一部について補助事業の期間中に概算払いをすることができます。

（７）取得財産の管理について

補助事業の実施により取得した財産（取得財産等）については取得財産管理台帳を整備し、その管理状況を明らかにしておくとともに、財産を処分（補助金の交付の目的（補助金交付申請書及び実施計画書に記載された補助事業の目的及び内容）に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供し、又は取壊すこと等をいう）しようとするときは、あらかじめ環境省の承認を受ける必要があります。なお、補助事業により整備された施設、機械、器具、備品その他の財産には、環境省補助事業である旨を明示しなければなりません。

（８）事業報告書の提出

事業の実施主体は、交付要綱で定める財産の処分を制限する期間においては、事業の実績及び二酸化炭素の削減量等を毎月取りまとめた事業報告書を実施要領の別紙様式により作成し、翌月末日までに大臣に提出しなければなりません。なお、事業報告書の様式は環境省の指示により変更される場合がある。

ただし、事業の確実性が確保されていると大臣が判断した場合、事業報告書の提出頻度を年度毎に変更し、これを当該年度の翌年度の４月３０日までに大臣に提出するものとします。

なお、特に、エネルギー起源二酸化炭素排出抑制量等の報告について、大臣の要求があった時は、遅滞なく大臣に報告しなければなりません。

（９）会計検査院による実地検査

補助金の交付を受けた事業は、会計検査院による実地検査が行われる場合があります。補助事業者は、実地検査が行われる旨の連絡があった場合には、これに応じなければなりません。

(1 0) その他

上記の他、必要な事項は交付要綱及び実施要領に定めますので、参照してください。

交付の決定がなされた後でも、交付要綱、実施要領及び計画書の内容に違反した場合には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。）第十七条（抜粋：各省各庁の長は、補助事業者等が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件その他法令又はこれに基く各省各庁の長の処分に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。）に基づき交付の決定を取り消し、返金を求める可能性があります。

3 . 公募案内

(1) 公募期間

平成29年6月8日（木）～平成29年7月7日（金）午後6時必着

(2) 応募方法

別添の公募要領に従って、(3) に示す書類を作成の上、公募期間内に提出いただきますようお願いいたします。応募方法詳細及びその他留意して頂きたい点は、公募要領、交付要綱、実施要領、応募における留意事項に記載のとおりですので、応募される方は、これらを熟読していただくようお願いいたします。なお、関連資料一式は、環境省ホームページからダウンロードすることができます。

(<http://www.env.go.jp/recycle/info/yonetsu/index.html>)

関係資料一式
公募要領
交付要綱
交付要綱（様式）
実施要領
実施計画書
経費内訳
応募における留意事項
よくある質問 Q&A

(3) 応募に必要な書類

	書類	様式
1	応募申請書(かがみ)	
2	実施計画書	別添1
3	経費内訳	別添2
4	歳入歳出予算書(地方自治体の場合)	別添3

実施計画書のうち、会社概要、登記事項証明書、事業実績書、決算書の書類については、共同事業者がいる場合には共同事業者の分も提出ください。

上記のほか提出が必要な参考資料については、応募資料のチェックリスト及び実施計画書欄外の注を参照ください。

(4) 提出部数

応募書類正本1部及び副本(コピー)8部

当該書類の電子データを保存した電子媒体(DVD-R)2部

電子媒体には応募事業者名を記載ください。原則として、提出された書類及び電子媒体は返却しませんので、予めご了承ください。

(5) 提出方法

持参又は郵送

応募書類は、封書に入れ、宛名面に「廃棄物焼却施設の余熱等を利用した地域低炭素化モデル事業応募書類」と朱書きで明記してください。

提出される際には、あらかじめ提出先までご連絡いただけますようお願いいたします。

(6) 提出先

〒100-8975 東京都千代田区霞が関一丁目2-2

環境省 廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課

電話03-3581-3351(内線6803)